

第4回市民活動団体支援制度審査会

案件1. 補助金交付確定にかかる事業報告書審査

登録番号24 M's Sound Factory

【事務局】 支援対象事業名はM's Sound Factory vol5です。

収支についてですが、支援金として予算額は16万5,400円でしたが、支援金決定額が5万6,313円であり、10万9,087円の収入減となったため、その分については、自主財源を7万3,552円増額し、補てんしています。

支出の各費目は賃金がマイナス1万円。これは、当初予定が10人のアルバイト賃金を8人に減らしたことによる減額です。報償費は、3万円単価が1人のところ、2万円単価2人と内容を変更し、1万円プラスです。消耗品費は楽譜代として計上分の内容を精査し2万3,535円減額となっています。

印刷・製本費及び通信・運搬費、いずれも減額となっています。印刷・製本費につきましてはチラシ、当日配付のプログラム、通信・運搬費はチラシ郵送ですが、いずれも内容を精査し、減額となりました。使用料・賃借料が1,300円の増額となっておりますが、附帯設備を追加したことにより増額となっています。

最終的に、差額が3万5,535円発生し、決算額は29万5,265円となっています。

いずれも内容等、また、添付の書類等を確認したところ、交付決定額を交付確定額としたいと考えてますが、御協議のほどお願いいたします。

【中川会長】 何か御質問、御意見等はございますか。

【谷野委員】 自主財源ですが、どのような方がどのような形で捻出されたのでしょうか。

【事務局】 会則を見る限りでは、団費を徴収してますが、全部団費を充当したのか、特定の、例えば代表が過分に負担されたか、そこまでは確認はできていません。

【上山委員】 以前の審査会のときに、有料で入場はどうですかという話があったと思います。恐らく、そのときにはお金を徴収することがなかなか難しいということをおっしゃっていたと思います。この事業の中で、希望額に対して10万近く減額になったときに、負担が逆にかかってくる、その不安定さを今後どう克服するかというのは、団体の関係者の方が検討されていると思います。

【事務局】 M's Sound Factoryは、生駒市だけではなく、広域地域にメ

ンバー、関係者がおり、長年にわたって活動しています。V o 1 . 5 というのも、コンサートのほかにもアンサンブル演奏会や吹奏楽演奏会など、小学校、中学校時代を吹奏楽で過ごした方たちが社会人になっても活動をされ、実績も非常にある団体です。

【仲川副会長】 報告書の今後の課題欄に、もうちょっと集めないといけないというようなことが書いてありますが、5万6,313円でも賛同者がいらして満足していらっしゃるのかどうか・・・。

【事務局】 コンサートを開催したことについては、アンケート結果を見ると、かなり満足はされています。そのときに、資金面で、市民の賛同が十分に浸透していなかったというのものもあるかも知れませんが、支援が集まらなかったということについては、24年度も同じように応募されて、登録団体になったときには努力はされると思います。

【中川会長】 では、お諮りします。これについて、お認めするということでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

案件2. 支援対象団体へのアンケート調査の結果について

【事務局】 アンケート結果について設問ごとに説明。

【中川会長】 これにつきまして、調査集計結果ですので、それぞれ御感想をいただけたらと思います。

【宮西委員】 感想として、希望額に達したのが12団体、達しなかったのが13団体とおおむね半数ずつとなっています。制度に参加されていかがですかという質問に対しては、おおむね想定内でできましたというのを合わせると約70%ありますので、達しなかった団体も、達しないことも含めて想定されて今年度は応募されていたのかと思います。この制度が初めてということもあり、新規の活動というよりは既存でされていたことに、この制度を利用し申請され、もし余り集まらなくても自分達でやっていくという形で参加された団体も多かったのかと感じました。ですので、もしこれからもっと発展していけば、この制度の対象となったらしたいとか、そういう新しい事業というのでも展開できていけるのかということも少し感じました。

【上山委員】 PR不足については、恐らくこれをずっと繰り返していく中で浸透していくかと思いますが、2分の1補助ということで自己負担が半分。特に地域密着でやっている活動についての自己負担分をどうしていくのかというのは、やはり今後継続した課題になってくると思いますので、難しいところですが、やはりこれは切実な課題かと思いま

した。

【中田委員】 PR不足の部分があるかと思いますが、想定外のものは、初年度でしたのでいたし方ないかと感じます。次年度以降については、募集期間を早めるということで事務局は検討していますので今後定着していくと思いますが、イベント的な事業について、今後、動向を踏まえて団体がどう動くのか、また、自己資金の観点の見きわめも必要かと思ひます。

【谷野委員】 選挙運動のようなことを行わなければならないということがありましたが、これはアピールされる上で大事なことかと思ひていますので、これは仕方ないかと思ひます。

申請書、事業計画、予算書の書き方などでお困りの団体もあるようですが、団体が申請するときに同じような内容の申請書を作らないといけません。例えば、次のときはもう少し申請書が楽に作れるようなものをデータベースとして作っていただければ、去年のはこうだったということで団体に提供したりとか、例えば奈良県の協働推進課で、NPO法人であれば決算書とか出しているのだから、その事業に対する報告書というか、そういう支援対象事業のものもそこから取り込んだりとか、情報の共有化というか、手続の申請の簡略ができたらいいのではないかと思ひます。

【中田委員】 これについては、データベースは取り込んでいますか。

【事務局】 取り込んではいないです。PDFファイルにはしていますが、次年度用に団体さんがデータを変更できるようなシステムにはなっていないです。団体さんが手書きで相談に来られたときは「データにしておられたら、来年度の手続が楽です」という助言はしていますが、それはあくまでも「したらどうですか」という段階でとまっています。

【仲川副会長】 もう少し制度を知っている方が多いと支援金が集まると思ひますので、ウェブページなどから投票があればいいのかと思ひます。

【事務局】 市ホームページからの入力届出フォームはあります。ですので、ウェブページによる投票はやっています。

【仲川副会長】 入力は出来るのですね。それと、これはどうしようもないのですが、趣味半分のような活動と、それから、一生懸命ごみを拾っている、市がやるようなことをやっているのが一律はどうかというのがアンケートにありましたが、これは答えようがないですね。

【事務局】 そうですね。草刈りやごみ拾いというのが、本来市役所の業務なのかとい

うのが問題として出てきます。

【仲川副会長】 それと、2分の1補助とか、申請書、報告書などを書くのが大変というのも、そんなに大変とは……。これぐらいはできないとは思いますが、慣れの問題だと思います。プレゼンを拝見していても、まだ生駒の方の場合はちょっと不慣れな団体が多いかと思いましたが、ららポートで相談会とかセミナーとかをされてるから、徐々に見事なパワーポイントを作ってもらえるような団体が増えてくるのも時間の問題かと感じました。

【事務局】 支援制度の条例も昨年3月議会に提出し、可決していただき、4月からのスタートでした。ですので、団体さんの説明会は5月13、14日に開催し、5月末までに募集と、半月ほどでしたので、団体にとっても、制度導入前にアンケートをしたので、こういう制度ができるというのは認識していたと思いますが、募集期間が半月しかなかったことについては、少しご不便をかけたと思います。

今年については、前倒しさせていただいて、3月9日、10日に団体向けの制度説明会をさせていただき、予算の議決が前提となりますが、4月2日から27日までの間、期間を長くし、団体募集をさせていただく予定です。その間に、申請書、事業計画書等の書き方についても、ららポートでサポートさせていただきたいと思っています。今年度は募集期間も短かったのも、団体への浸透も少なかったのかと思います。

【中川会長】 ららポートでの相談会について大変肯定的に評価していると思います。これは、間口は引き続きあけておく必要があると思います。

幾つか、きちっと答えるべきかと思うのは、1つは、草刈りなどと、盆踊りとかコンサートとかいうような趣味半分のような活動が一律だというのは合点がいかない。これは少し勘違いしていませんかと言いたいです。それを決めるのは市民です。それを決めるのは市民でないのですかということと、盆踊りと草刈りとは優劣はないと思っています。コンサートだってそうです。だから、少し古い文化があるのと違うのかと思います。こういう発想で言われたら返事のしようがないので、それを決めるのは市民ですと言うしかありません。だから市民が選択する制度ですと。それを行政側でスタンダードを作ってくださいというのは、市民社会における公益判定を放棄することになると思う。自分たちで判断できないから何でも役所で決めてください、条例でやってください、スタンダードを決めてくださいというのは無責任なのでないかと思っています。だから、こういうことに対しては、引き続き、説明しないといけないとは思いますが、上手な説明の仕方を検討していただけた

らと思います。ここで言っている公共性、公益性って何かと言ったとき、この団体自身も分からないのですね。こういう議論が多過ぎる。ステップアップしていかないといけない段階だと思います。ステップアップしていく何かPRを考えることも必要かと思います。市民公益活動に上下の別はありませんと。分野も、例えば音楽とか芸術なども含めて公益性を持つものであって、安全とか防犯とか防災だけが最も高い公益性があるとは考えておりませんと。そういうことを言う必要があるかと思います。

それと、PRについては、24年度も早目にやっていけば、昨年度開始した制度かというふうになって、もっと認識が増えるのでないでしょうか。

【事務局】 それはあると思います。会長が言われた市民公益活動の上下はないというのは、今度の説明会などでも言わせていただこうかと思います。

【中川会長】 もし法律理論で言ってきたら、特定非営利活動促進法に基づく第2条別表を見て、上下について書いてますかと。これは全て公益です。

【仲川副会長】 でも、問題だと思うのは、公益性より、そういうことを行政が上から決めて取り締まるべきとか・・・。

【中川会長】 そういう言い方はいけないですね。

【事務局】 そうですね。それと、先ほどあったように、団体の事業を選択するのは、市民がみずから選択するということが制度の本質ですので、市民の方に理解いただくことによって、また草刈りとかについても支援が増えていきますし、これを書かれた団体もPRすることによってサポートするメンバーが増えてきています。

【中川会長】 それと、あと、残る問題は2分の1支援をずっと続けるか、あるいは7割、8割、9割ということを決めるかということですが、今決めるのは難しいですね。

【事務局】 この制度については条例で運用していますので、今の段階ですぐさま変更というのは難しいです。

【中川会長】 ここでも説明の仕方があると思います。マッチング・グラントですから。そういう自己資金を集める能力のない団体へいくらお金を出しても自立できないと。そういう思想のもとでやっているわけですから。

【事務局】 この制度自体も、NPOとかボランティアについては、民間において寄付文化が醸成されていったら、この制度がなかったとしても成り立つことですので、いつかはこういう制度がなくなるとしてもNPOとかボランティアは自立していけるのでないかという思いがあるので、今の段階で2分の1とか7割、8割かという議論はどうかと思い

ます。

【中川会長】 ららポートでこういう団体を集めて、市民公益活動とか、いわゆる21世紀におけるNPO活動というのは一体何なのかとか、研修会などはしていますか？

【事務局】 当初、そういうテーマでやったところ、ほとんど人が集まらなかったのですが、今は、予算書、企画書を作る講座の前段でその部分を入れたり、少し前に災害とボランティアの講座を開催しましたが、その前段で「今求められている公益活動とは」というのを挨拶や最後の締めで入れるようにしています。ストレートな企画はなかなか人が集まりにくいと感じています。まだ試行錯誤ですが、今はそういう人が集まる企画の中で公益性というものをじわじわと浸透させていきたいと思っています。

【中川会長】 登録団体は何かメリットはあるのですか。

【事務局】 登録していることによって、物理的な支援としては研修室が使えたり安く印刷機が使えたりということ、あと、横のネットワークで、登録団体の有志によって代表委員会というのを2か月に1回ぐらいやっています。そこの横のネットワークが作られることによって互いの活動に、例えば、障がい児支援をしている団体さんに里山保全をやっている団体さんが手伝いに行ったりとかという交流が生まれてきたり、さらに、それを進めようということで、年に1回らまつりという全ての登録団体が集まって活動をPRしようということ、運営委員会を立ち上げて実施しています。

【中川会長】 登録団体を対象とした研修会をやればいいのでないですかね。支援金を申請するところにも呼びかけて、「一緒に勉強しませんか」と。

こういう意見が出ること自体、市民公益活動の基本原則が分かってないからだと思います。非営利、非宗教、非政治という例の3原則についてはある程度分かっているとしても、いまだに、NPOの先進県と言われるところへ行っても、非配分原則ですと言っているのに、お金もうけをしたら絶対いけないという思い込みを持っているところがあります。収益は上げていいですと。上げた収益を配分したらいけないのですと。それを非営利と言っていることを、いまだに初めて聞いたと言う人多いです。

それから、公益性の問題にしても、公益性というのは、いわゆる政府が負担すべき公益性なのか、民間の公益性なのか、あるいは協働公益性なのか、地域地域によって違いますということとか、そういうことを本当に視野として持っていない団体は多いです。

だから、草刈りやごみ拾いしているのが一番公益性が高い、コンサートよりはるかに公益性が高いとかいう意見が出てくるというのは、それは少し素養が足りないのと違うのか

という気がしました。

3. 平成24年度支援対象団体募集について

【事務局】 支援対象団体募集要項(案)に基づき昨年度と変更した部分を説明します。5ページ、6ページですが、昨年6月に開催した第1回審査会の際に、対象経費について協議をいただきました。1つが報償費の取り扱いについてです。報償費の欄、「・団体構成員に対するものは対象になりません」と書いてます。この構成員とは何かということについて御意見をいただき、いわゆるNPO法人などで総会での議決権がある人まで含めると非常に幅が広過ぎる、だから、特殊な技能を持っている場合によっては、こういった報償費は団体構成員、議決権を持っておられる方も対象となるのではないかという御意見をいただきました。また、3ページの(5)支援対象事業を行う市民活動団体の構成員のみを対象とするものでないことと書いております。その下に、「構成員とは」という文章が書いてありました。それについては削除してますのでお手元の資料には書いておりませんが、読み上げます。「厳密に言えば、団体の総会で議決権を持つ人のことを言います」と今年度の募集要項では記載しておりましたが、この部分を削除しております。

続きまして、8ページになります。公開プレゼンテーションのあり方について、次年度は内容を精査いたします。この部分では、8ページの一番下に「なお、団体紹介冊子を活用したパネル展示を実施する予定です」と書いています。

たくさんの方の前で実際にプレゼンテーションをするのではなくて、既に出していただいた資料をもとにしてパネルを作成し、市内のコミュニティセンター複数箇所で全部の団体の支援対象事業を知っていただくようなパネル展示を開催したいと思っています。

9ページですが、支援制度フォーラムの開催と書いています。この名称は、今後、変更する可能性があります。この開催につきましては、前回の審査会でも報告しましたが、平成24年6月30日にコミュニティセンター文化ホールで行う予定ということをご追加しております。

引き続き、ホームページ掲載の動画の撮影についてです。昨年度は公開プレゼンテーションの際にホームページに掲載する動画を同時に撮影しました。24年度もホームページに動画を掲載の予定をしています。公開プレゼンテーションを開催いたしませんので、その分、撮影について、別途、収録日時を団体ごとに定めて紹介ビデオを作成する予定をしています。撮影の日時や場所などにつきましては、支援対象団体数が決定次第、1日だ

けにするのか、2日間設定するのか等を考えていきたいと思っています。

次に、届出期間ということで、支援対象登録団体の選択に係る届け出期間を6月29日金曜日から8月10日金曜日と変更しております。

昨年と同様、7月1日付の広報いこまと同時配付いたします。広報いこまが土曜日、日曜日の関係上、6月29日に全戸配付をスタートすることにより、届け出期間も前倒し、6月29日から予定しております。

次に15ページを御覧ください。団体募集についてのQ&Aです。この部分で、Q2「健康維持のためにスポーツサークルで活動していますが、私たちのサークルはこの制度で支援金を申請できますか」というところで、「スポーツサークルに限らず文化・芸術・スポーツのサークル活動や・・・」という説明がありましたが、少し文言を精査しました。ここに「具体的な事業としては」という文言を本年度は入れていました。読み上げます。「具体的な事業としては、不特定多数の市民の参加を見込める機会、音楽会、絵画展、スポーツ大会などや教育の機会、教室・講座等の開催事業がそれに当たります」と具体的な事業として挙げていました。ただ、今年度の実際の支援対象事業という中では、音楽会、コンサートは対象となっていますが、写真展を支援対象事業として認めなかったという経緯があります。具体的に、ここで音楽会、絵画展は認められますと書くことによって、反対に市民のみなさんに分かりにくさが出てしまうのではないかとということで具体的な事業の列記を省きました。これが団体募集についてのQに対する答えの部分です。

最後のページです。平成24年度分支援金交付までの今後のスケジュール案を書いています。上から順次、説明します。

団体向け制度説明会の開催を3月9日と10日に予定しています。既に今年度の支援対象団体にはアンケートとともに案内を発送し、また広報の掲載、それから、別途、チラシを作成し、各公共施設で配架を行っています。3月23、24日につきましては、「魅力的な事業企画書、やさしい予算書の作り方」ということで、昨年、予算書作りで企画書に対応した予算書になっていないケースが非常に多かったので、予算書の作り方というところも盛り込んで、同じ内容で2回、講座を開催します。支援対象団体の募集は、年度が明けの4月2日月曜日から4月27日の金曜日に募集受け付けを行います。団体向けの説明会の後、約1カ月間については講座を開催するとともに、ららポート窓口にて申請書類の個別相談会を行います。団体要件、事業要件の審査会での審査は5月1日から5月11日の間に行いたいと考えています。後ほどの日程等を調整したいと思っています。

審査結果の通知を5月の下旬に行いますとともに、支援対象団体の事業申請書の縦覧を市民の選択が終わる期間まで予定しております。

市民1人当たりの支援額の告示につきましては、市民税の調定額が6月の中旬に決定しますことから、昨年度と同様、6月の中旬に予定をしています。制度と団体紹介冊子の配付を昨年と同様、広報いこま7月1日号配付時に予定しています。市民による市民団体の選択と届け出、紹介ビデオの動画配信をパネル展示とともに6月29日の金曜日から8月10日の金曜日の間に行いたいと考えています。シンポジウムの開催につきましては6月30日を予定しており、市民の選択が始まると同時にシンポジウムを開催することで市民の選択を促進したいと思っています。届け出結果の公表は9月上旬を予定しています。なお、支援対象事業の実施につきましては1年度間ということで24年の4月1日から翌25年3月31日までの1年間を支援対象事業の実施対象期間と定めています。

届け出結果の公表を受けて、申請内容の変更承認、申請書の提出、昨年は1団体の申請がありました、その期間を届出結果公表後の2週間設けます。その期間を設けた後に変更の審査会を開かせていただき、支援金額の決定を行います。団体に通知を9月下旬に予定しています。

事業の実施報告書につきましては、事業完了後、速やかに行っていただくとともに、支援金額の確定について、最終の確定日を4月中旬と考えております。

実績報告書の公表につきましては、確定後と予定しております。 以上です。

【上山委員】 4ページのNPO法の20分野を挙げてますが、今回18、19が追加になりましたが、別表上は、観光振興を図る活動が4番で、それから、農山漁村又は中山間地域の振興が5番です。あとは以下繰り下げということになります。20番も、上記に掲げる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動とあります。この部分については、県では特段の活動について別途定める予定はございませんので、20番はなくてもいいかと思います。恐らく47都道府県すべて20については定める方向に今はないです。それと、1点ですが、以前の審査会のときに、金額の少ないところについてもプレゼンテーションで同じ時間がかかるのはどうかという話がありましたが、今回、公開プレゼンをなくすということでそこに配慮したという考え方ですか。

【事務局】 そういうところもあります。例えて言うと、今年度は25団体でしたけども、来年は倍増の目標があります。そうしたときに、時間的、タイムスケジュール的に厳しいことと、プレゼンに慣れていない団体などについては、選択の票が集まらないという

こともあるということもあり、動画は別に撮り、公開プレゼンのかわりにシンポジウム等をさせていただいて、広く広めていきたいと考えています。

【宮西委員】 動画については、団体の持ち込みとかあるのでしょうか。動画撮影されるということですが、団体で作られた動画を持ち込まれて、団体によっては、よりPRしやすい動画とかが今後出てくるのではないかという気はするのですが、固定カメラによる言葉だけのPRよりは自分たちの団体の活動を撮影したものを決められた時間内に決められた形式で持ち込みも認めていくかどうか。

【事務局】 撮影、編集、YouTubeへのアップというのを業者に委託をしますので、具体的に業者に確認したいと思います。動画の配信に関しては、7月1日から8月12日の間で、25団体のトータルの動画を見られた件数は2,216回です。

【中川会長】 そういうことも工夫の余地があるかどうか、検討してみてください。

【谷野委員】 インターネットを使っていない方が、例えば市役所へ来たら見れるとかという場所はないのでしょうか。

【事務局】 今現在はないです。以前はあったのですが、悪用されたことがあり、インターネットに接続はやっていないです。

【仲川副会長】 動画を見ない方は全戸に配られる団体紹介冊子とパネル展示で判断するということですね。

【事務局】 そうです。今年からは、先ほども言いましたように、公共施設などで、各団体のPR原稿を大きくしたものをパネル展示し、届出の促進を図ろうと考えています。また、市の事業、去年でしたら、環境フェスティバルやどんどこまつりという、市民の方がたくさん集まられるところでPRをしたり受け付けをしたりということも、やっていきたいと考えています。

【仲川副会長】 私のセンターでもNPO団体200ぐらいで調べましたら半分は、インターネットの環境が使えないです。ファクスがない活動団体もあって、封書でという団体もまだあるぐらいです。

【事務局】 県の委託事業を受けて、ツイッターとか、パソコンのホームページまでは行かなくても、フェイスブックの使い方などの講座を開催している団体もありますので、そういう情報も定期的に提供したりしていますが、なかなかハードルが高いようで、講座に行くのもなかなか難しいです。

【事務局】 ちらポートでは、支援事業とは別にメールサービスもさせていただいてい

て、市の事業や県の事業等などを携帯電話に送ったりして、PRしてますが、登録者が増えていくのに少し時間がかかっています。

【谷野委員】 教えていただきたいんですが、先ほど、特定非営利活動促進法別表で条例で定める活動というのがないとおっしゃってましたが、これからどういう団体が条例を受けられるようなという何か基準みたいなものは。

【上山委員】 国の方からは全く示されていないです。全く示されていないくて、各都道府県の判断は、ここの書きぶりが「前各号に準ずる活動」としか書いていないです。今も、観光振興とか農山漁村の項目がなくても、例えばまちづくりですとか、それから、経済活動の活性化を図る活動とか、そういうところで観光振興、農山漁村の振興については読み込んでやっていますので、特に今、支障があるわけではないです。ただ、2分野が追加されたということで、こういう活動も特定非営利活動に当たるということを明示的に示す意義があると思うんですが、最後、19分野に準ずる活動というふうになっているので、準ずる活動であれば全部読み込めるだろうというのが都道府県の考え方になっています。ですので、条例で定める予定は恐らく今後もすることはないと思います。

【仲川副会長】 このぐらい入っていたら全部入っているという感じです

【上山委員】 ただ、もう1つ、都道府県がここの書きぶりをちゅうちょしている理由は、例えば奈良県で何かここで書いたとして、それが何かの理由で大阪に行ったと。大阪でそのことがなくなると、その活動ができなくなってしまいます。奈良県で、この19番、条例で定める事項で特定非営利活動をしていますよというNPOが都道府県を越えて行ったときに外での活動はできないということになってしまうので、各都道府県とも条例で定めるというのは消極的です。

【仲川副会長】 かつては、情報化社会とか科学とか経済活動の3つが入った時期がありました。経済活動活性化を図るものまで入り、驚いた人もいたぐらいで、でもまた今後いろんな多様な活動が出てくる中で、ひょっとしたら18番までに入らないものが出てくる可能性があるということですかね。

【中川会長】 今まででも、まちづくりの推進といえれば何でも入ってしまうから、これでクリアしてきてました。それで、経済活動活性化でも、まちづくりでないかと言えば済むし、何ら支障なかったんです。ただ、これが入ったら、恐らく地方公共性を認めようということだったのかも知れません。

【上山委員】 明示することで、受け取る側が「こういう活動もある」という意識づけ

にはつながると思います。

【仲川副会長】 よく政治活動、宗教活動はだめとはっきり書いてあるけど、だから政治的な政策提言、政治的な活動は物すごく排他的にとられるのですが、大事なことですよね。そういうのが入ってくるのかなと勘ぐったりして。

【中川会長】 それはないでしょう。政治学習、宗教学習、営利学習は認められます。直接活動がなければいい。

【仲川副会長】 政策活動的なのが入りにくいですよ。

【中川会長】 政策活動は17号で解釈することもできるし、いろんな分野における活動を活性化促進するための提言と理解される。社会教育法第23条で公民館を営利・宗教・政治活動に使ったらいけませんとなっておりますが、営利とはさきほど言ったとおりですけど、宗教活動というのは信者を獲得する活動です。ところが、イスラムの勉強をしなければ近所のイスラムの人たちとつき合えない時代が来ると。そしたら、公民館でイスラム教の勉強をしたら「アウトです」となったら地域社会で暮らしていけないですよ。もちろん政治学習もしていかなければならない。これは認めるべきだと、直接書いているのです。

だから、最後の条項は別につけなくても大丈夫だと思ってます。

それでは、ほかに何かお気づきの点、御意見等はございますでしょうか。

以下、次回審査日程決定後終了。